

# 岡崎市学校適正規模に関する提言

平成 27 年3月

岡崎市学校適正規模検討委員会

## 岡崎市学校適正規模に関する提言にあたって

我が国では平成 17 年度に、それまで長く続いた人口の増加傾向から、人口の減少という大きな転換を迎え平均寿命が延び高齢化率が上昇するとともに、価値観やライフスタイルの多様化に伴って出生率が低下し、少子高齢化社会が進行しています。岡崎市では人口が増加傾向にもかかわらず、児童生徒数は昭和 60 年代をピークに、現在はその 4 分の 3 程度にまで減少している実状にあります。また、平成 26 年 5 月に発表された「岡崎市人口推計」では、平成 52 年までの推計期間において年少人口は市内全地域で減少すると推計しております。しかしながら、現在、山間地域の学校では児童数が減少する一方で、宅地開発が著しい地域の学校では、増加するという学校規模の二極化した状況が生じております。

こうした状況を踏まえ、本委員会では、岡崎市の将来を担う子どもたちを取り巻く教育環境の影響について、市立小中学校の適正規模という観点から様々な検討を重ねてまいりました。

この学校適正規模に関する提言は、現在、市立小中学校の学校規模について教育環境における著しい格差はないとしつつも、将来的な児童生徒数の推移等を見極め、本市のおかれている現状や地域の実状にも配慮しながら、「将来を担う子どもたちに、良好な教育環境を提供する」ことを目的に、多角的な視点から学校の適正規模を考えております。

本提言の作成にあたっては、多くの教育関係者及び保護者、児童生徒に学校規模に関するアンケート調査を実施し、様々な意見を反映させながら、本委員会で検討を行ってまいりました。

この度、以上の検討結果を取りまとめましたので、次のとおり提言を行うものです。おわりに本提言を始め教育環境の維持向上のために取り組むべき諸課題に対し一層の努力を期待するとともに、今後の取り組みにあたっては、児童生徒、保護者や地域の方々を始めとする様々な意見などを十分に尊重されたうえで対応することを望みます。

平成 27 年 3 月 30 日

岡崎市学校適正規模検討委員会  
委員長 仲井 豊

---

1	市立小中学校の現状について	… 1
	(1) 児童生徒数と学校数の推移	
	(2) 学級規模別学校数の推移	
	(3) 通学区域の状況	
	(4) 小規模校の特徴	
	(5) 大規模校の特徴	
2	アンケート調査について	… 3
	(1) 市内小中学校長に対するアンケート	
	(2) 市内過小規模校・過大規模校等児童・生徒とその保護者アンケート	
	(3) 南・翔南中学校の生徒へのアンケート	
3	アンケート結果からみた現状と課題	… 4
4	適正な学校規模の基本的な考え方	… 5
5	適正な学校規模の標準	… 6
	(1) 法令等からみた学校適正規模	
	(2) 適正な学級規模及び学校規模の分類	
	(3) 今後の学級規模の見込みについて(平成 26 年度と平成 32 年度の比較)	
	(4) 学級規模以外(施設規模等)の要素	
6	学校規模の適正化に向けた具体的な方法及び留意事項	… 9
	(1) 通学区域の変更	
	(2) 通学区域の弾力化	
	(3) 学校の統廃合	
	(4) 通学距離・時間・方法の見直し	
	(5) 学校の新設	
7	適正化に向けた提言	…11
	(1) 大規模校・過大規模校	
	(2) 小規模校・過小規模校	
	(3) 共通事項	
	(4) 総合教育会議における協議及び調整	
	おわりに	…12
	岡崎市学校適正規模検討委員会委員名簿	…14
	岡崎市学校適正規模検討委員会 会議等経過	…15

## 1 市立小中学校の現状について

### (1) 児童生徒数と学校数の推移

本市立小中学校の児童生徒数は、昭和 60 年度の 44,604 人をピークに減少に転じ、平成 26 年 5 月 1 日現在では、32,840 人となり、ピーク時の 4 分の 3 程度にまで減少しています。小学校の児童数は、昭和 58 年度をピークに減少に転じ、その後、中学校の生徒数についても昭和 62 年度をピークに減少傾向となっています。本市の児童生徒数は、国における統計と同様に、漸減傾向にあり、今後 5 年間の推計からみても、この傾向が続くことが見込まれています。

また、本市が平成 26 年 5 月に公表した「岡崎市人口推計」によると年少人口（0～14 歳）は、平成 52 年までの推計期間を通して各地域で減少する結果になっています。

市立小中学校数は、平成 18 年 1 月 1 日、額田町との合併により小学校 8 校及び中学校 1 校が加わり、小学校 50 校、中学校 19 校となりました。その後、平成 22 年度に額田地区の鳥川、千万町、大雨河の 3 つの小学校が近隣の小学校に統合され、平成 25 年 4 月には、岡崎地区に翔南中学校が開校されたことにより、現在では小学校 47 校、中学校 20 校、合計 67 校という状況です。

関係資料 1 「岡崎市の児童生徒数の推移と見通し」

関係資料 2 「年少人口推計（地域別）」

関係資料 3 「岡崎市の年度別学校数」

### (2) 学級規模別学校数の推移

学校教育法施行規則には、小中学校の学級数は、原則として、12 学級以上 18 学級以下を標準と規定されています。直近 4 年間において、本市の 12 学級未満の学校数はほぼ変わらず、12 学級から 18 学級の学校数は増加傾向にあります。また 19 学級から 24 学級の学校数では多少の増減はありますが、12 学級から 24 学級の学校数ではほぼ変わらず、25 学級以上の学校数もほぼ変わりません。

関係資料 4 「学級規模別学校数の推移」

### (3) 通学区域の状況

市立小中学校の通学区域は、それぞれの居住地ごとに岡崎市教育委員会規則で指定することとされ、通学区域は、各学区の変遷に応じた見直しが行われています。

近年ではマンション等の建設や空地開発が進む地域がある一方で、山間部をはじめ、旧市街地の定住人口の減少や少子高齢化が進み、学校ごとの児童生徒

数の変化に伴い、学級数にも影響が生じています。

こうした状況の下、一部小学校においては学校を保護者に選択いただくよう、学校選択制度を試験的に導入している地区もあります。

今後、学校の適正規模を図っていくには、様々な方策と現実の適正規模化を要する状況との整合性を図りながら、各地区の課題に適応した通学区域を検討していく必要があるものと考えられます。

#### (4) 小規模校の特徴

##### ① メリット

- ・ 児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、個性や能力に応じたきめ細かな指導が行いやすい。
- ・ 児童生徒の人間関係が深まりやすく、また異学年との縦の交流が生まれやすい。
- ・ 学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を提供しやすい。
- ・ 教職員間での意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。
- ・ 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。
- ・ 保護者や地域社会との連携が図りやすい。

##### ② デメリット

- ・ 集団の中で、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
- ・ クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
- ・ 人間関係の問題が生じた場合には、複数年度に影響が生じる可能性がある。
- ・ 児童生徒数、教職員数が少ないことから多様な学習・指導形態をとりにくい。
- ・ 運動会などの集団教育活動に制約が生じやすい。
- ・ P T A活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

#### (5) 大規模校の特徴

##### ① メリット

- ・ 集団の中で、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することで児童生徒一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすい。
- ・ クラス替えがしやすいことから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。
- ・ 運動会など集団教育活動に活気が生じやすい。

- ・ 児童生徒数、教職員数がある程度多いことから多様な学習・指導形態をとりやすい。
- ・ 校務分掌を組織的に行うことができることから効率的な学校運営が可能である。

## ② デメリット

- ・ 全教職員による児童生徒一人ひとりの把握が困難である。
- ・ 学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を提供しにくい。
- ・ 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
- ・ 特別教室や体育館等の施設・設備の利用について一定の制約が生じる場合がある。
- ・ 緊急時の下校時には、児童生徒の掌握や教師による指導に時間がかかる恐れがある。
- ・ 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

## 2 アンケート調査について

### (1) 市内小中学校長に対するアンケート

平成 25 年 11 月に岡崎市立小学校長 47 名、中学校長 20 名にアンケート調査を実施しました。学校長は学校現場における最高責任者であり、これまでの多くの学校現場での経験に加え、各学校の実状を反映しながら回答をいただきました。

実施期間：平成 25 年 11 月 7 日(木)～15 日(金)

#### ※市内小中学校長アンケート調査対象者数

対象者		配布数	回収枚数	回収率
小学校	校 長	47	47	100%
中学校	校 長	20	20	100%
		67	67	100%

### (2) 市内過小規模校・過大規模校等児童・生徒とその保護者アンケート

市内 6 学級（普通学級）以下の小学校 11 校及び 24 学級以上の小学校 4 校の保護者及び児童(小学校 6 年生)、8 学級以下の中学校 3 校及び 25 学級以上の中学校 2 校の保護者及び生徒(中学校 2 年生)を対象にアンケート調査を実施しました。

ここでは過小規模校・過大規模校の直接的な当事者としての立場に基づいた統計が期待できません。

実施期間：保護者 平成 25 年 11 月 8 日(金)～22 日(金)  
児童・生徒 平成 25 年 11 月 8 日(金)～22 日(金)

#### 関係資料 5 「児童生徒及び保護者アンケート調査対象者数」

### (3) 南・翔南中学校の生徒へのアンケート

平成 25 年 4 月に過大規模校であった南中学校から分離新設された翔南中学校及び南中学校の 2 年生に対し、大きな学校から中規模な学校となった生徒の実体験を調査するため「学校の規模・配置に関するアンケート調査」を実施しました。

## 3 アンケート結果からみた現状と課題

岡崎市学校適正規模に関するアンケート調査を集約すると、大・小それぞれの学校規模においてメリットがある一方で、次のような問題点・課題の指摘がありました。

- ① 児童・生徒の学習面（個別指導）に関する問題
  - 大規模の場合
    - ・ 個によりそった指導の一人あたりの時間が少ない。
- ② 人間関係（子どもの友人関係、子どもと教師、職員間、教師と保護者）に関する問題
  - ア 小規模の場合
    - ・ 友人関係が狭く、人間関係が固定化されてしまう。
    - ・ 多様な考えに触れる機会が少ない。
  - イ 大規模の場合
    - ・ 毎年のクラス替えで、毎年新たな人間関係を作らなくてはいけない。
- ③ 学校行事（集団活動）に関する問題
  - ア 小規模の場合
    - ・ 伝統的な行事の維持が困難になる。
    - ・ 行事が盛り上がらない。
  - イ 大規模の場合
    - ・ 集団活動が効率よく出来ない事がある。

- ・ 一斉の指導が多くなる事がある。
- ④ 地域との関係（通学区域、通学距離・時間・方法、安全性、地域の特性、P T A活動、子ども会活動）に関する問題
  - ア 小規模の場合
    - ・ P T A活動等において、保護者の負担が大きい
  - イ 大規模の場合
    - ・ 人数が多いため、一度もP T Aや学級委員などをしたことがない保護者があり、行事にも参加していない。
- ⑤ 学校施設・設備（校庭・校舎・体育館・教材）利用に関する問題
  - 大規模の場合
    - ・ 施設・設備の利用時間等の調整が行いにくい
    - ・ 遊び場が少ない。
- ⑥ 部活動運営に関する問題
  - ア 小規模の場合
    - ・ 部活動を選べず、自分のやりたい部活がない。
  - イ 大規模の場合
    - ・ 試合に出られない児童生徒が多くなる。
- ⑦ 学級規模（児童生徒数、学級数、1学級当りの人数、教員数）に関する問題
  - ・ 児童生徒数が1学級40人と30人前後では、学級運営に差がある。
- ⑧ 教育課題に関する問題
  - 大規模の場合
    - ・ 管理職が生徒指導、不登校、親からのクレーム対応等の問題を掌握し適切に対応することが大変である。
    - ・ 職員の意思統一等を図ることが困難である。
    - ・ 子どもの変化に気づきにくく、対応が遅れがちになる。

関係資料6「学校適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果の一部抜粋」

#### 4 適正な学校規模の基本的な考え方

前項までのアンケート調査の結果からも検証したとおり、一定の規模を超えて小規模校化あるいは大規模校化する場合、メリットがある反面で、デメリットが



生じることも否定することはできません。各学校では、それぞれの課題に対し、教職員、保護者をはじめとした関係各位の協力により、教育環境の充実に向け平素から努力いただいているところです。小規模校化あるいは大規模校化した経緯や要因は地域の環境によって様々ですが、学校の規模によって教育課題が存在しているという点においては共通しています。教育機会の均等の観点から、市内のどこの学校でも、一定水準の教育を行うことが義務教育であることを前提に、次の諸要件を満たす規模を望ましい学校規模として考えていきます。

- (1) 児童生徒が、多様な人間関係を構築し、様々な価値観を持つ友達や教員と出会い、交流を深め、学習意欲の向上が期待できる学校規模であること。
- (2) 学校生活において、集団での規律を学び、社会性や協調性を身に付けることができるとともに、児童生徒一人ひとりの能力を伸ばすことができる学校規模であること。
- (3) 運動会、文化祭などの学校行事において児童生徒の関心・興味に応じた多くの選択肢があり、個別の活動機会の設定により活気に満ち溢れる学校規模であること。
- (4) 教職員間の意思疎通を図り相互連携により、児童生徒一人ひとりの状況が把握できるとともに生徒指導・学習指導等について相談・協力等ができる学校規模であること。
- (5) 学校施設の利用にあたり、児童生徒の安全等が確保され、体育館、特別教室、教材の使用など制約されることなく公平性が確保できる学校規模であること。
- (6) 児童生徒の通学にかかる安全性が考慮され、その負担においても一定の配慮がされている学校規模であること。
- (7) 本市の学校と地域のつながりの特性は、典型的な地域密着型であり、こうした実状に配慮し、通学区域と地域コミュニティが一体的な学校規模であること。

## 5 適正な学校規模の標準

### (1) 法令等からみた学校適正規模

学校の規模に係る関係法令は、各自治体において学校の適正規模を検討する際に、これらの数値も前提として考慮する必要があります。

① 学校教育法施行規則

12 学級から 18 学級を標準とする。

② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

適正な学校規模の条件は、学級数がおおむね 12 学級から 18 学級とし、学校統合の場合はおおむね 12 学級から 24 学級とする。

③ 旧文部省作成資料「これからの学校施設づくり」(昭和 59 年)

過小規模「1～5 学級」、小規模「6～11 学級」、適正規模「12～18 学級」、統合の場合の適正規模「19～24 学級」、大規模「25～30 学級」、過大規模「31 学級以上」

(2) 適正な学級規模及び学校規模の分類

本委員会では、法令や国の見解及び中核市各市の状況等を斟酌しつつ、アンケート結果を始め岡崎市域の学校規模分布を踏まえて総合的に検討した結果、岡崎市における適正な学級規模等を次のように設定することとします。

① 適正な学級規模(市立小中学校)

小学校	12 学級～24 学級
中学校	12 学級～24 学級

② 設定した理由

- ・法令や国の見解である 12 学級から 18 学級を包括した規模であること。
- ・各小中学校の学級規模の分布において、19 学級から 24 学級の割合が比較的高い現状と、当該規模の範囲内のアンケート調査の意見が 12 学級から 18 学級の場合と類似した内容であること。
- ・中核市各市の設定規模と同等であること。

③ 学級規模からみた学校規模に限る市立小中学校の分類

区 分	小学校	中学校
過小規模校	5 学級以下	5 学級以下
小規模校	6～11 学級	6～11 学級
適正規模校	12～24 学級	12～24 学級
大規模校	25～30 学級	25～30 学級
過大規模校	31 学級以上	31 学級以上

(3) 今後の学級規模の見込みについて(平成 26 年度と平成 32 年度の比較)

① 小学校における学校規模分布

平成 26 年度は、適正な学級規模（12 学級から 24 学級）の学校が 47 校中 30 校あり、全体の 63.8%を占めております。また各学区における平成 26 年度時点の 0 歳児が小学校に入学する平成 32 年度の学級数を推計すると、平成 26 年度時点と比較し大規模校（25 学級から 30 学級）の区分へ 3 つの学校、小規模（6 学級から 11 学級）の区分へ 2 つの学校が移行する見込みですが、市全体としては大幅な変動はないものと考えます。

## ② 中学校における学校規模分布

平成 26 年度は、適正な学級規模（12 学級から 24 学級）の学校が 20 校中 15 校あり、全体の 75%を占めています。また各学区における平成 26 年度時点の 6 歳児が中学校に入学する平成 32 年度の学級数を推計すると、市全体としては 2 校の変動があるにすぎないので、平成 26 年度時点と比較して微少であると考えられます。

### 関係資料 7「今後の学級規模の見込み(平成 26 年度と平成 32 年度の比較)」

## (4) 学級規模以外（施設規模等）の要素

「適正な学級規模」は、前述のとおり法定規模を参考に多くの自治体で標準的な規模として考えられています。しかしながら、望ましい教育環境を学級数という指標のみで適否を判断し、その範囲に属さない学校に対し適正でないと言断することは早計であり、かつ現実的でもありません。本委員会では学級規模以外にも学校施設の規模、学区の規模等の要素を含め多角的視点から検討を行いました。

### ① 特別教室について

小学校では、理科室、音楽室などの特別教室数が、学級規模からみた適正規模校の学校において多少のバラつきがあり、現状では各学校において効率的な授業編成に努めていると認識しています。また中学校では学校規模に概ね比例した状況であると考えます。しかしアンケートの中には「理科の授業が理科室で行えない」といった逼迫した意見もあり授業編成の見直しとともに、現状の課題解消に向けた個別の対応が必要であると考えます。

### ② 運動場及び体育館について

運動場については、「小中学校設置基準（平成 14 年文部科学省令）」により必要面積が定められております。児童生徒数によりそれぞれ必要面積は異なりますが、現在、いずれの小中学校の運動場面積も、設置基準を満たしております。

体育館については、特段、法定基準はなくその面積を児童生徒数や学級数

の専有割合で換算すると、比較的、過小規模、小規模校の専有割合が高くなっている傾向がありますが、各学校間でそれほど大きな差異はないものと考えます。

### ③ 学区の規模について

各学区の人口から見た児童生徒数の割合は、全市的に見れば、いずれの規模の学校においても学区人口に対する児童生徒数の割合に極端な偏りはないと考えます。しかし学区単位で見ると、同一小学校から3つの中学校へ分かれる小学校区もあり、小中学校の連携を図り義務教育の9年間という視点で見通した場合、その「あり方」について研究・検討する必要があると考えます。

## 6 学校規模の適正化に向けた具体的な方法及び留意事項

学校規模の適正化に向けた具体的な方法としては、次に掲げる方法が考えられますが、将来にわたって望ましい学校規模を維持するにあたっては、将来を担う児童生徒によりよい教育環境を提供することを最優先に、保護者、地域の理解を十分に得られる方法により適正化に努める必要があります。

なお平成27年1月、文部科学省は、各市町村が学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等の大幅な見直しを行い、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を公表しました。この手引では、学校の規模等に関して、全国の各地域が抱える実状や課題は多様であることから、この内容を機械的に適用することは適当ではなく、あくまでも各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することが望まれることとしています。

### (1) 通学区域の変更

通学区域の変更は物理的には簡単な手法と考えられますが、その検討にあたっては、通学距離や通学の安全、小学校区と中学校区との整合に加え、町内会や地域との整合性等の総合的な調整が必要です。就学指定校の変更については、児童生徒の具体的な事情に対応した柔軟な運用を行っている実態を考慮し進める必要があります。またその大前提として、後述の「通学距離・時間・方法の見直し」の他、通学区域の設定は、児童生徒の生活基盤（友人関係、下校後の活動）とも深い関わりがあり、その見直し、変更にあたっては、児童生徒の成長過程における地域組織の活動への影響等についても保護者、地域住民の理解を十分得ることが必要です。

## (2) 通学区域の弾力化

平成9年の文部省(現文部科学省)通知により通学区域制度の弾力化が示されて以来、全国的に隣接学区選択制の導入が進み、岡崎市内においても試験的に一部の小学校で平成18年度から学校選択制を導入しています。これは学区の大規模化に対応して、児童及び保護者の意向により通学する小学校を、隣接する4つの小学校の中から選択することにより対応しているものです。

学校選択制には自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制等がありますが、これら制度の成果や課題を調査、研究を進めた上で、学校選択制の導入によるメリットが大きいと判断でき、なおかつ、保護者や地域住民の理解が得られるなら、本格的な導入に向けた検討を行うべき制度であると考えられます。

## (3) 学校の統廃合

対象となる学校が、小規模校あるいは適正規模校と隣接しかつ、統合後の学校が適正規模を維持できる場合には、統廃合による方法が考えられます。

関係者の意見を十分に尊重しながら合意形成を図る必要があります。現実的にはどちらか一方の学校に統合され、一方は閉校という吸収合併の形式が一般的です。

学校の統廃合は、単に教育施設としての学校が閉校という単純なものではなく、当該校区の児童生徒はもとより保護者や地域住民、さらにはその卒業生にも影響を及ぼすため、極めて慎重に対応すべき手段であると考えます。とりわけ小学校は、単に教育施設としての位置付けに留まらず、地域における文化・スポーツの活動、避難所になるなど地域の拠点的な役割を担っており、また小学校の開校以来の地域に引き継がれた諸々の活動も小学校を単位として展開されているのが実情です。

地域の核として成り立っている学校について、見つめ直すことは重要と考えられますが、その過程においては、児童生徒の通学の安全性や保護者の理解を始め、地域住民との協議、関係機関との調整などの合意形成が必要であり、時間を十分にかけた検討が求められます。

## (4) 通学距離・時間・方法の見直し

文部科学省は、公立小中学校の設置基準で、通学距離を小学校4km以内、中学校6km以内と定めています。その上で、国の新たな指針として通学時間という要素も含め、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩通学、自転車通学、スクールバスといった通学方法の導入を検討し、児童生徒の実態や地域の実状を踏まえた適切な基準を設定することが望まれるとしています。

学校規模の適正化を進める上では、通学距離や通学時間への影響は避けては通

れない課題であることから、通学における安全を確保するとともに児童生徒や保護者に過度な負担をもたらさないように十分な配慮を要します。またスクールバスの運行などについて検討する際は、不公平感や学校教育への支障が生じないような配慮が求められ、費用負担についても検討が必要です。

#### (5) 学校の新設

学校の新設は、将来の動向を十分に見極めたうえで本市の財政状況から判断する必要があり、全国的に少子化が進む中、本市の推計人口においても将来的に児童生徒数が減少する見通しがあり、適正化を図る方法としては、非常に困難であると考えます。しかし通学区域の見直し、必要に応じた校舎の増築などの対策を講じて、なお適正化が図れない場合は、学校の新設について検討することも考えられます。

## 7 適正化に向けた提言

本委員会では、学校規模に応じ一般的な条件である全市域の視点に立った考え方を次のとおり提言します。なお、各学校を取り巻く環境は、学区の面積、通学距離、通学方法、隣接する学校の規模、地域との関わり方とその歴史的経緯など、どれをとっても一様ではなく、これらの諸条件を念頭に置いて検討することが非常に重要であることを申し添えます。

#### (1) 大規模校・過大規模校

今後の児童生徒数の推移等の動向を注視しながら、隣接の学校との通学区域の変更、学区選択制の導入等によって、学校の適正規模を検討することも適切であると考えます。このうち、通学区域の変更等が困難な場合には、教室の改修、仮設教室の建設も選択肢として考えられますが、アンケートにおいて「問題が生じた場合、教師が気づかないことも生じてしまう」、「細かい指導が行き届きにくい」といったデメリットの意見も寄せられており、単に施設を増設するハード面の充足だけでなく、教員配置、少人数指導などのソフト面の配慮が重要であり、校内での情報共有、学校間の連携といった環境整備を図る必要があります。

#### (2) 小規模校・過小規模校

今後の児童生徒数の推移等の動向を注視し、隣接の学校との通学区域の変更等によって、学校の適正規模に努めることが適切であると考えます。しかしながら「先生の目が届きやすく、きめ細かい指導がしやすい」、「個々の活動の場が増え、責任感が育つ」といったメリットの意見も寄せられており、適正規模の水準を下回る規模であることをもって直ちに通学区域の変更等を導入するのではな

く、まず児童生徒の教育環境をソフト面で改善できないかを十分に検討することが重要です。例えば、学校同士の交流活動や学校と地域との交流を行うことで、適正規模の学校に相応する集団の中で多様な考え方に触れる機会、学びあいの機会、切磋琢磨する機会を提供することができ、こうした環境整備を先行させることが適切であると考えます。

### (3) 共通事項

学校規模に係る諸問題の対応策は、各学校の状況によって様々ですが、大都市の学校とは異なり、本市の地域特性として地域密着型の学校形成という点で共通しており、日々の教育活動においてPTAなどとの定期的な意見交換の場やアンケートの実施など、それぞれの立場から相互に連携・協力を図り、地域ぐるみによる本市の特性を活かした学校運営を可能とするための検討課題の把握、改善に努めることが最も重要であると考えます。

### (4) 総合教育会議における協議及び調整

平成27年4月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により市長が総合教育会議を設置し、市長と教育委員会が教育行政の重点的に講ずべき施策等について、相互に協議・調整を行う新制度へ移行します。とりわけ学校を統廃合するような教育環境の見直しは、児童生徒・地域住民に極めて大きな影響を及ぼすことから、会議の場において双方がそれぞれの立場から教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたる必要があると考えます。

## おわりに

本委員会は、市立小中学校の適正な規模をテーマに、その基本的な考え方や具体的な方策について約2年間にわたり検討してまいりました。

平成25年8月に学識経験者、地域・保護者代表者を始め学校関係者等の10名で構成する組織を発足させ、10回にわたる検討委員会並びに校長、児童生徒やその保護者へのアンケート調査を実施するなどして小中学校の現状と課題、学校の規模に起因する教育課題等について検証と議論を重ねてまいりました。

「学校の適正な規模とは何か」という非常に複雑で多岐にわたる大きな課題に対して、それぞれの実状に照らし合わせた場合に、机上の空論は最も回避しなければなりません。こうしたことを踏まえ、学校規模適正化への手法、適正化を進めるうえで配慮すべき事項や優先すべき事項について、教育関係者、保護者、あるいは地域の立場などから一定の整理を行い、検討結果を集約できたものと考えます。

本委員会は、児童生徒のよりよい教育環境の提供を最優先に、学校が地域コミ

ユニティの核として豊かな地域社会の形成に大きな役割を担っていることを十分配慮するとともに、保護者、学校、地域、行政が綿密に連携して進めることが重要であり、かつ数値や基準といった「適正規模」という視点のみをもって、通学区域の再編、学校統合等を進めることは早計であり、教育の原点は人と人とのつながりや信頼関係を構築するものであり、現状の配置の中で各学校の特色ある教育環境の維持向上を支援し、各学校がそれを実践できる体制を整備することが最も重要であるとの結論に達しました。

本委員会は、本提言をもって、岡崎市を始めとした行政機関に学校の適正規模に関する具体的な対応を委ねることとなりますが、引き続き児童生徒の教育環境の維持向上に取り組んでいただくことを期待します。



岡崎市学校適正規模検討委員会委員名簿

任期：平成 25 年 8 月 27 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

役 職	氏 名	備 考
委員長	仲井 豊	愛知教育大学名誉教授
副委員長	小倉 敏幸	教育研究所教育アドバイザー
委 員	長坂 秀志	岡崎市総代会連絡協議会
委 員	近藤 武美	岡崎市学区社会教育委員長連絡協議会
委 員	柴田 直己	岡崎市 PTA 連絡協議会 (H25.8.27～H26.5.20 まで)
	三井 孝史	岡崎市 PTA 連絡協議会 (H26.5.21～H27.3.31 まで)
委 員	鈴木 実俊	岡崎市小学校長会
委 員	内田 義和	岡崎市中学校長会
委 員	三浦 敦子	岡崎市小中学校教頭会
委 員	木全 貴子	市民公募
委 員	石田 成子	市民公募

## 岡崎市学校適正規模検討委員会 会議等経過

- 平成 25 年 4 月 1 日 岡崎市学校適正規模検討委員会設置
- 平成 25 年 8 月 27 日 第 1 回岡崎市学校適正規模検討委員会 開催
- ・委員会設置の背景及び委員会における検討事項について
  - ・市内小中学校規模の現状について
  - ・今後の検討スケジュールについて
- 平成 25 年 10 月 8 日 第 2 回岡崎市学校適正規模検討委員会 開催
- ・アンケートについて  
小規模校・大規模校のメリット・デメリットについて  
項目について、対象者について、実施時期について
  - ・各市の基本方針
- 平成 25 年 12 月 10 日 第 3 回岡崎市学校適正規模検討委員会 開催
- ・アンケート調査について  
アンケート調査に関する報告、アンケート調査結果について
- 平成 26 年 2 月 7 日 第 4 回岡崎市学校適正規模検討委員会 開催
- ・アンケート調査に関する報告について
  - ・中間報告書（案）について
- 平成 26 年 3 月 11 日 第 5 回岡崎市学校適正規模検討委員会 開催
- ・中間報告（案）について
  - ・今後の進め方について
- 平成 26 年 3 月 28 日 岡崎市学校適正規模に関する中間報告
- 平成 26 年 5 月 13 日 第 6 回岡崎市学校適正規模検討委員会 開催
- ・岡崎市学校適正規模に関する中間報告について
  - ・岡崎市における適正な学級規模について
- 平成 26 年 7 月 31 日 第 7 回岡崎市学校適正規模検討委員会 開催
- ・第 6 回検討委員会の確認事項について
  - ・学校施設における学校規模について
  - ・学区、地域における学校規模について

- 平成 26 年 9 月 9 日 第 8 回岡崎市学校適正規模検討委員会 開催
- ・ 第 7 回検討委員会の確認事項について
  - ・ 教育環境における適正規模について
- 平成 26 年 12 月 11 日 第 9 回岡崎市学校適正規模検討委員会 開催
- ・ 岡崎市学校適正規模に関する提言（素案）の概要について
  - ・ 提言（素案）の主な項目別の着眼点の内容について
- 平成 27 年 2 月 10 日 第 10 回岡崎市学校適正規模検討委員会 開催
- ・ 岡崎市学校適正規模に関する提言（素案）について
- 平成 27 年 3 月 30 日 岡崎市学校適正規模に関する提言

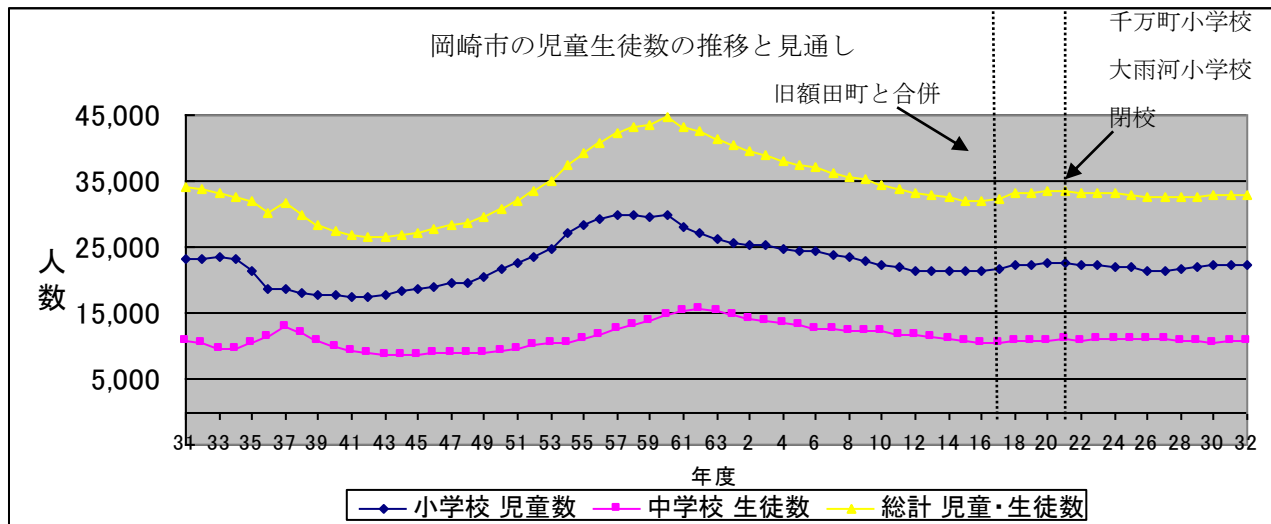
# 関 係 資 料

## 目 次

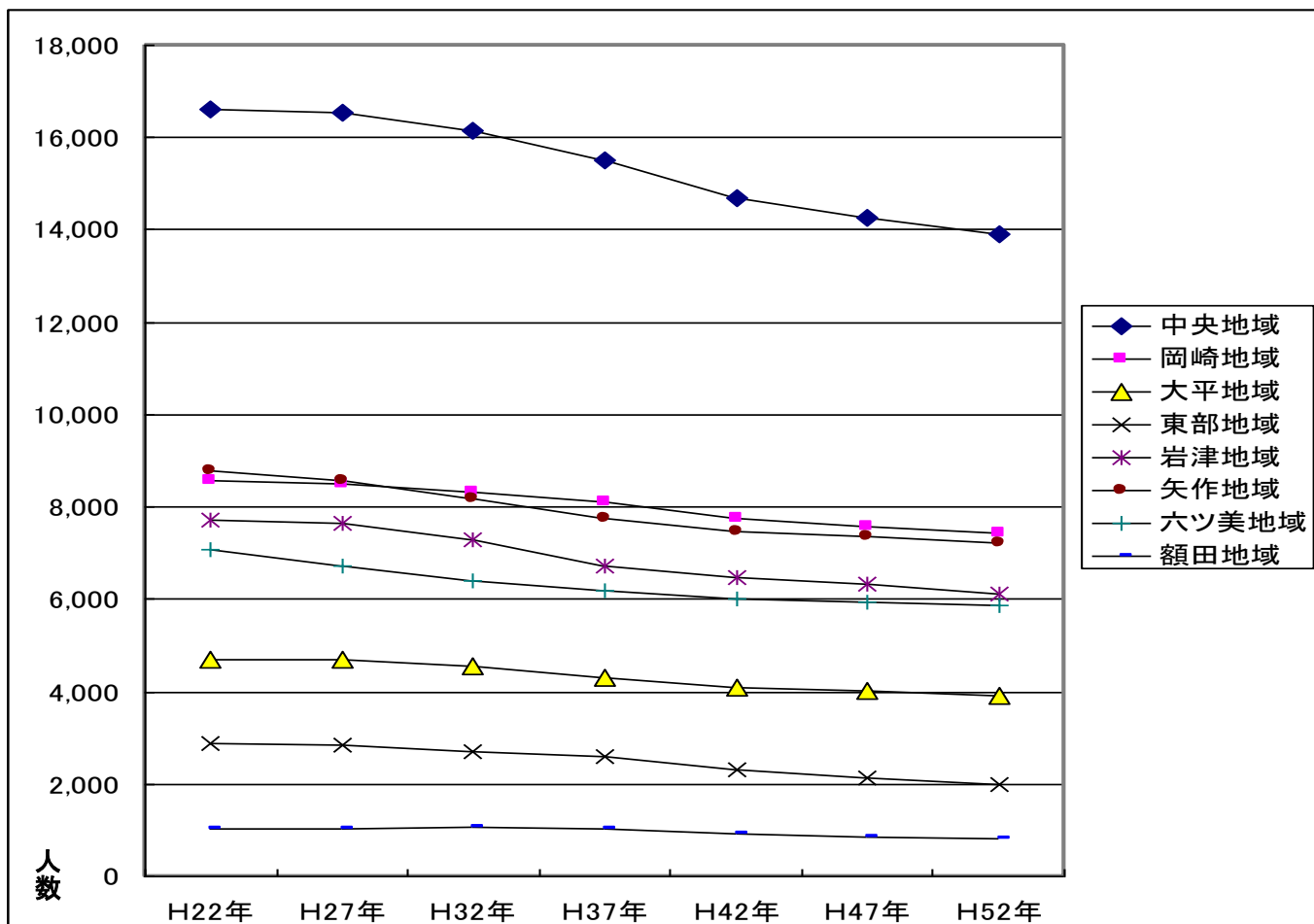
---

資料 1 「岡崎市の児童生徒数の推移と見通し」	…(1)
資料 2 「年少人口推計（地域別）」	…(1)
資料 3 「岡崎市の年度別学校数」	…(2)
資料 4 「学級規模別学校数の推移」	…(2)
資料 5 「児童生徒及び保護者アンケート調査対象者数」	…(4)
資料 6 「学校適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果の 一部抜粋」	…(5)
資料 7 「今後の学級規模の見込み(平成 26 年度と平成 32 年度の比較)」	…(8)

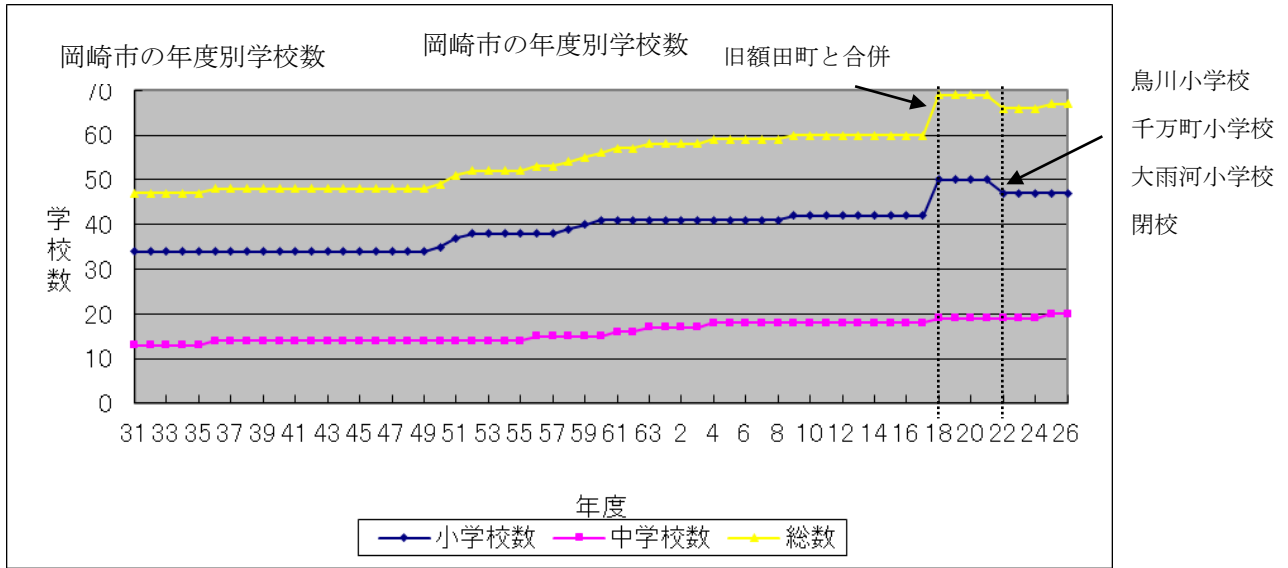
資料1 「岡崎市の児童生徒数の推移と見通し」



資料2 「年少人口推計（地域別）」

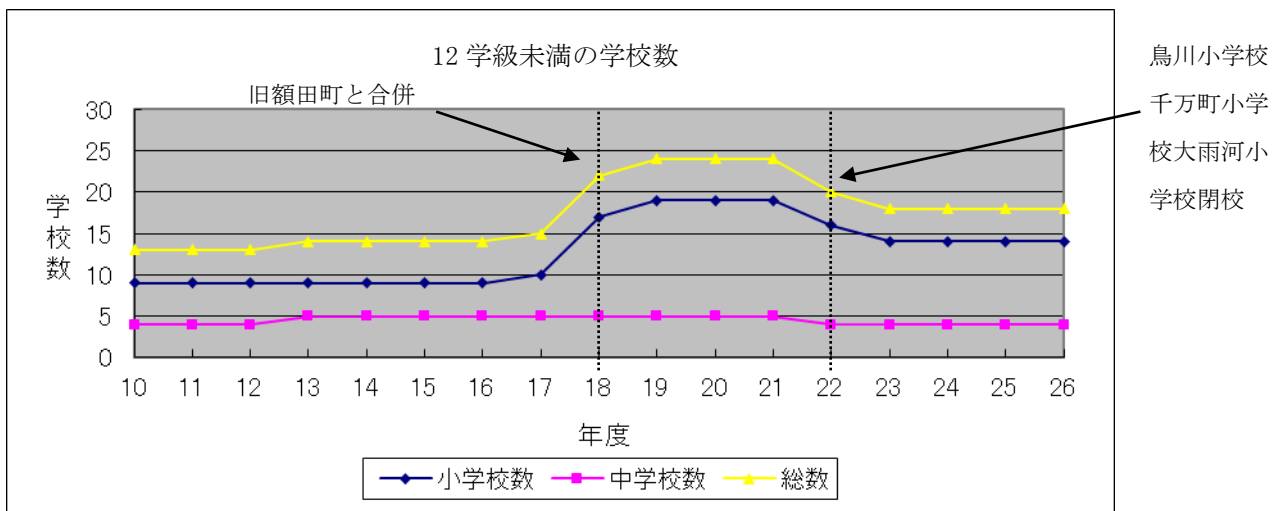


資料3 「岡崎市の年度別学校数」

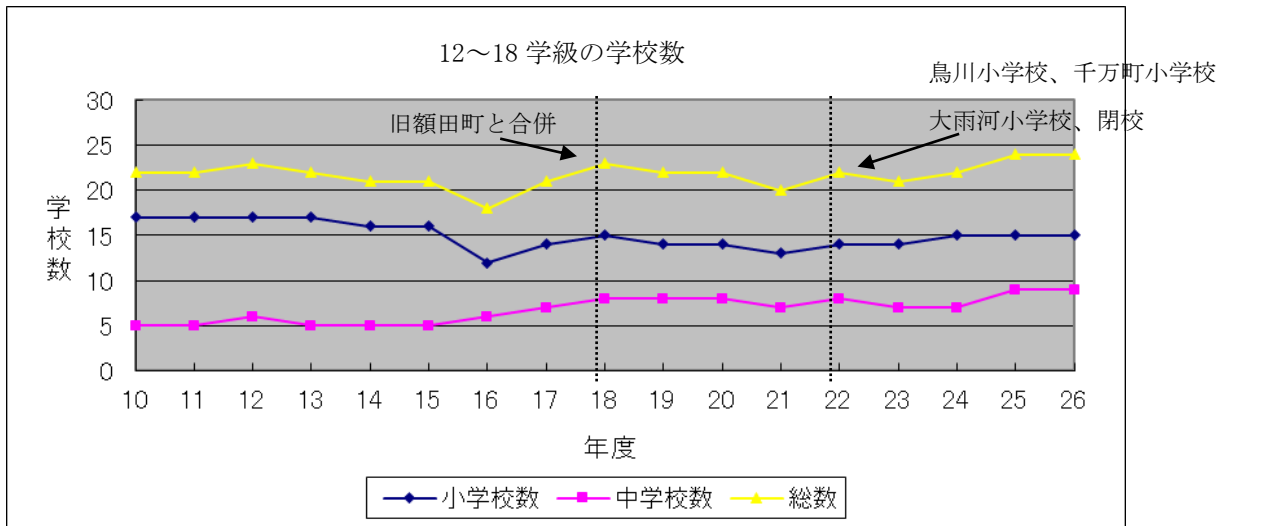


資料4 「学級規模別学校数の推移」

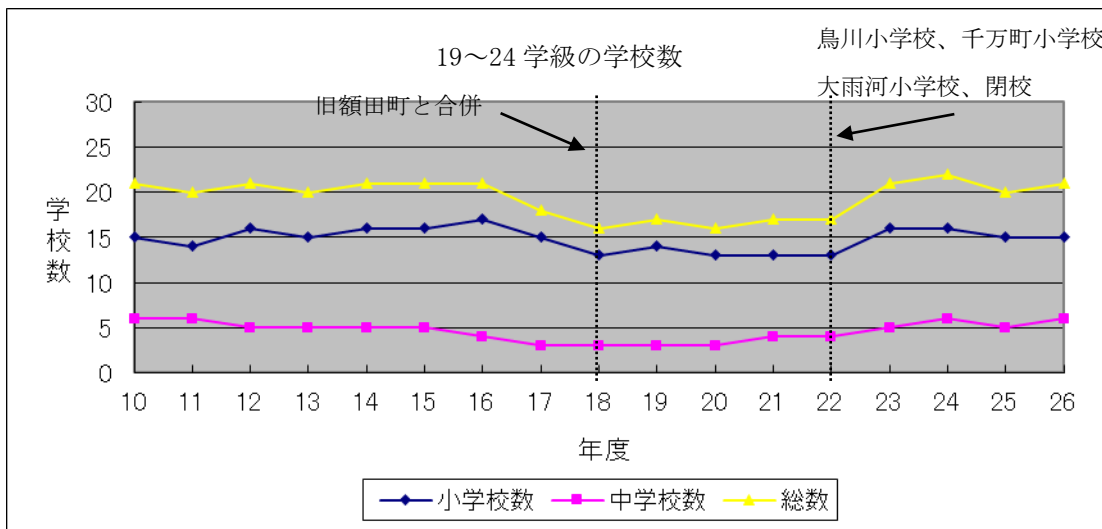
○12 学級未満の学校数



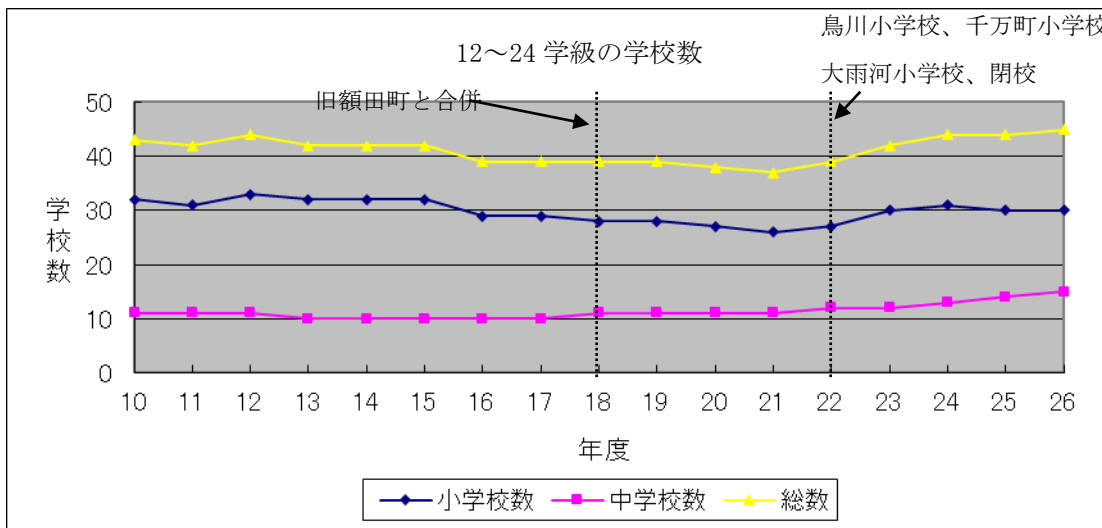
○12～18 学級の学校数



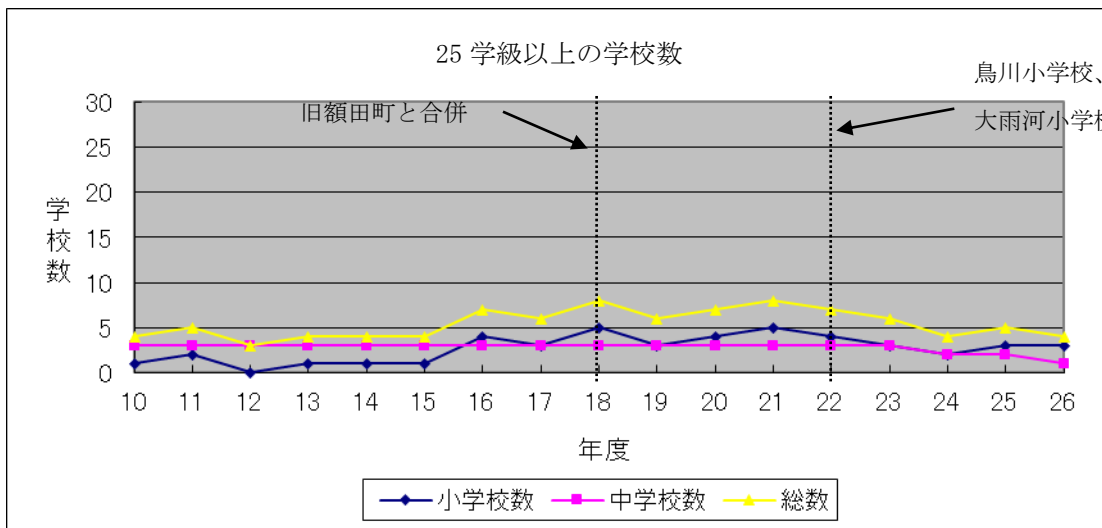
○19～24 学級の学校数



○12～24 学級の学校数



○25 学級以上の学校数



資料5 「児童生徒及び保護者アンケート調査対象者数」

学 校 名	児童・生徒			保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
夏山小学校	2	2	100%	2	2	100%
下山小学校	4	4	100%	4	4	100%
常磐南小学校	5	5	100%	5	5	100%
愛宕小学校	19	18	94.7%	19	18	94.7%
竜谷小学校	14	14	100%	14	14	100%
生平小学校	13	13	100%	13	12	92.3%
秦梨小学校	11	11	100%	11	11	100%
常磐東小学校	6	6	100%	6	5	83.3%
恵田小学校	25	25	100%	25	25	100%
宮崎小学校	8	8	100%	8	8	100%
形埜小学校	14	14	100%	14	13	92.9%
根石小学校	151	150	99.3%	151	139	92.1%
矢作南小学校	154	151	98.1%	154	144	93.5%
竜美丘小学校	158	142	89.9%	158	140	88.6%
井田小学校	193	180	93.3%	193	177	91.7%
	777	743	95.6%	777	717	92.3%

河合中学校	23	22	95.7%	23	22	95.7%
常磐中学校	75	74	98.7%	75	65	86.7%
額田中学校	61	56	91.8%	61	34	55.7%
六ツ美北中学校	291	266	91.4%	291	206	70.8%
竜海中学校	337	284	84.3%	337	254	75.4%
南中学校	180	137	76.1%	180	154	85.6%
翔南中学校	171	156	91.2%	171	144	84.2%
	1,138	995	87.4%	1,138	879	77.2%



資料6 「学校適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果の一部抜粋」

※複数回答

○大規模校・過大校のメリットについて（小中学校長）

項目	人数	割合
切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	33	20.9%
競争意識が生まれやすい環境である	16	10.1%
人間関係の幅が広がる	34	21.5%
多様な学習形態で授業を展開できる	8	5.1%
多くの行事により、子どもを育てることができる	3	1.9%
大勢で様々な活動ができる	16	10.1%
個々の活動の場が増え、責任感が育てやすい	1	0.6%
学校全体にエネルギーがある	38	24.1%
特にない	7	4.4%
その他	2	1.3%

○大規模校・過大校のデメリットについて（小中学校長）

項目	人数	割合
問題が生じた場合、教師が気づかないことも生じてしまう	38	19.9%
競争意識が薄くなりやすい	0	0.0%
人間関係が希薄になりやすい	6	3.1%
校庭や体育館での活動に制限が生じる	35	18.3%
友達関係がいつも同じで、友人間に序列ができる	0	0.0%
一人ひとりの活躍の場が少ない	24	12.6%
児童・生徒への細かい指導が行き届きにくい	31	16.2%
集団活動・行事に支障が出やすい	13	6.8%
コミュニケーション能力が育ちにくい	0	0.0%
施設・設備の利用時間等の調整が行いにくい	38	19.9%
地域や保護者との関係が弱くなりやすい	5	2.6%
特にない	0	0.0%
その他	1	0.5%

○小規模・過小規模のメリットについて（小中学校校長）

項目	人数	割合
切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	0	0.0%
競争意識が生まれやすい環境である	1	0.5%
多様な学習形態で授業を展開できる	7	3.8%
多くの行事により、子どもを育てることができる	6	3.3%
先生の目が届きやすく、きめ細かな指導（個別指導）がしやすい	64	34.8%
全員で団結や協力がしやすい	15	8.2%
個々の活動の場が増え、責任感が育つ	46	25.0%
ゆとりや安心感など、家庭的な雰囲気の中で勉強ができる	42	22.8%
特にない	1	0.5%
その他	2	1.1%

○小規模・過小規模のデメリットについて（小中学校校長）

項目	人数	割合
競争意識が薄くなりやすい	27	15.8%
友達関係がいつも同じで、友人間に序列ができる	53	31.0%
集団活動・行事に支障がある	23	13.5%
多様な考えに触れる機会が少ない	27	15.8%
コミュニケーション能力が育ちにくい	7	4.1%
P T A活動等において、保護者への負担が多い	27	15.8%
特にない	4	2.3%
その他	3	1.8%

○大規模（人数の多い）学校の「よい」と感じるもの（保護者）

項目	人数	割合
切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	177	11.4%
競争意識が生まれやすい環境である	164	10.6%
人間関係の幅が広がる	479	30.9%
多様な学習形態で授業を展開できる	51	3.3%
多くの行事により、子どもを育てることができる	107	6.9%
大勢で様々な活動ができる	278	17.9%
個々の活動の場が増え、責任感が育てやすい	29	1.9%
学校全体にエネルギーがある	209	13.5%
特にない	48	3.1%
その他	10	0.6%

○大規模（人数の多い）学校の「よくない」と感じるもの（保護者）

項目	人数	割合
問題が生じた場合、教師が気づかないことも生じてしまう	459	28.8%
競争意識が薄くなりやすい	14	0.9%
人間関係が希薄になりやすい	50	3.1%
校庭や体育館での活動に制限が生じる	165	10.4%
友達関係がいつも同じで、友人間に序列ができる	38	2.4%
一人ひとりの活躍の場が少ない	236	14.8%
児童・生徒への細かい指導が行き届きにくい	355	22.3%
集団活動・行事に支障が出やすい	37	2.3%
コミュニケーション能力が育ちにくい	9	0.6%
施設・設備の利用時間等の調整が行いにくい	71	4.5%
地域や保護者との関係が弱くなりやすい	87	5.5%
特になし	54	3.4%
その他	18	1.1%

○小規模（人数の少ない）学校の「よい」と感じるもの（保護者）

項目	人数	割合
切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	37	2.3%
競争意識が生まれやすい環境である	24	1.5%
多様な学習形態で授業を展開できる	120	7.5%
多くの行事により、子どもを育てることができる	61	3.8%
先生の目が届きやすく、きめ細かな指導（個別指導）がしやすい	560	35.0%
全員で団結や協力がしやすい	317	19.8%
個々の活動の場が増え、責任感が育つ	272	17.0%
ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	171	10.7%
特になし	27	1.7%
その他	10	0.6%

○小規模（人数の少ない）学校の「よくない」と感じるもの（保護者）

項目	人数	割合
競争意識が薄くなりやすい	174	12.8%
友達関係がいつも同じで、友人間に序列ができる	378	27.8%
集団活動・行事に支障がある	96	7.1%
多様な考えに触れる機会が少ない	218	16.0%
コミュニケーション能力が育ちにくい	54	4.0%
P T A活動等において、保護者への負担が多い	388	28.5%
特になし	47	3.5%
その他	6	0.4%

資料7 「今後の学級規模の見込み(平成26年度と平成32年度の比較)」

(小学校)

規模区分	平成26年度					校数	学級数	校数	平成32年度							
5学級以下						下山	1	3	2	下山	夏山					
						夏山	1	5								
6学級から11学級	愛宕	竜谷	生平	秦梨	常磐南	9	6	11	常磐南	秦梨	生平	竜谷	愛宕			
		常磐東	恵田	宮崎	形埜				形埜	宮崎	恵田	常磐東	豊富			
									奥殿	1	7					
								8	1	常磐						
						豊富	1	9								
						山中	1	10	1	六中部						
								11	1	山中						
12学級から18学級	三島	藤川	本宿	常磐	矢作西	7	12	5	矢作西	美合	本宿	藤川	連尺			
									六中部	城南						
						美合	1	13								
						連尺	1	15	1	三島						
						岩津	小豆坂	2	16	1	城南					
						北野	1	17								
						男川	緑丘	広幡	3	18	6	広幡	緑丘	男川	小豆坂	六南部
								岩津								
						岡崎	1	19	1	大樹寺						
	19学級から24学級						羽根	大樹寺	矢作東	3	20	2	羽根	福岡		
					梅園	六名	福岡	3	21	3	岡崎	北野	矢作東			
					矢作北	六北部	六南部	3	22	1	梅園					
細川		大門	上地	六西部	4	23	2	根石	上地							
					根石	1	24	3	六西部	六北部	細川					
25学級から30学級						竜美丘	矢作南	2	25	1	大門					
								26	4	矢作南	矢作北	竜美丘	六名			
30学級以上								31	1	井田						
					井田	1	33									

※六北部・・・六ツ美北部  
 六中部・・・ // 中部  
 六南部・・・ // 南部  
 六西部・・・ // 西部

(中学校)

規模区分		平成26年度				校数	学級数	校数	平成32年度		
5学級以下		河合				1	3	1	河合		
6学級 から 11学級		常磐				1	6	1	額田		
		額田				1	7	1	常磐		
		新香山				1	10				
12 学 級 か ら 24 学 級						11		1	岩津		
		福岡				1	12	1	南		
		岩津				1	13	2	福岡		東海
						14		1	新香山		
		翔南	東海	城北	南	4	15	3	六ツ美	城北	竜南
19 学 級 か ら 24 学 級		竜南				六ツ美	美川	3			
						17		2	美川		翔南
						18		1	北		
25学級から30学級		葵				1	19	1	葵		
		北				1	20	1	矢作		
		矢作				甲山	2	22	1	六美北	
		矢作北				1	23	2	矢作北		甲山
		六美北				1	24				
25学級から30学級		竜海				1	28	1	竜海		

※六美北・・・六ツ美北

岡崎市学校適正規模検討委員会  
(事務局 岡崎市教育委員会事務局総務課)  
電話 0564-23-6419